

平成 29 年 2 月 22 日
中部管区行政評価局

入院患者が寝衣の貸出しを受けられるようにしてほしい
～行政苦情処理委員会の意見を踏まえ、あっせん～

総務省中部管区行政評価局（局長：炭田寛祈）は、標記の行政相談を受け、独立行政法人、国立大学法人等が東海 4 県に設置する全 28 病院の状況を調査し、民間有識者で構成する行政苦情処理委員会（座長：西讓一郎元東海銀行副頭取）に諮ったところ、「各病院においては、寝衣の貸出しの実施（継続）を検討することが重要」等の意見を受けたことを踏まえて、平成 29 年 2 月 20 日、各病院に対し、同委員会の意見を連絡するとともに、貸出しを実施していない 1 病院に対しては、次のとおり、検討するようあっせんしました。

【あっせん要旨】

入院時の寝衣（病衣）については、家族の支援が受けられず、自ら寝衣を用意することが困難な入院患者が相当数増加しているものと想定され、本件相談者のように、寝衣の貸出しを望む声が聞かれることなどを踏まえて総合的に判断すると、次の事項について検討する必要がある。

- ① 業者委託又は業者の紹介等を含め、寝衣の貸出しを実施すること。
- ② 貸出しを実施する場合には、入院時の説明とともに、入院のしおり等にその旨記載するなど、適切な周知を行うこと。

【本件のきっかけとなった行政相談要旨】

私は約 1 か月、A 病院に入院していたが、同病院は、入院患者に対し寝衣の貸出しを行っていない。

自宅は遠く、妻も病弱であるため週に 1 回見舞いに来てくれるのがやっとであり、妻が来た際に寝衣を洗濯してもらっていたが、同じ寝衣で 3～4 日も過ごすこともあった（私は病状が重かったので、洗濯することができなかった）。

以前同じ病気で別の病院に入院した際には、寝衣の貸出しを行っていたので、A 病院も、入院患者に対し寝衣の貸出しを行うようにしてほしい。

【本件照会先】

総務省中部管区行政評価局
首席行政相談官 新井
電話：052-972-7416

1 背景事情

寝衣(病衣)の貸出しについては、従前、診療報酬の加算対象とされていたが、平成10年4月以降、当該加算が廃止された経緯があり、一部の病院は、寝衣の貸出しを取り止めている。

他方、平成27年には高齢者世帯が全世帯の約4分の1を占めるまでに増加し、平成10年の約2.2倍となっており、また、単身者世帯についても約1.3倍となるなど、社会的状況は急激に変化している。

2 当局の調査結果

今回、独立行政法人、国立大学法人等が東海4県に設置している全28病院を調査したところ、26病院は、入院時に身の回りの物の用意や管理に困り、寝衣の貸出しを望む者が増えてきたことなどを背景として貸出しを実施、又は病床の多くを占める重症心身障害等、特定の入院患者に対して、関係法令に基づき、被服の提供や洗濯のサービスを実施している状況が認められる。

特に、このうちの約4分の1に当たる7病院は、平成25年以降に寝衣の貸出しを導入している。

なお、1病院では、平成29年5月からの貸出し開始に向けて準備中である。

3 行政苦情処理委員会の意見の要旨

近年、高齢者及び単身者世帯が大きく増加していることに伴い、家族の支援が受けられず、自ら寝衣を用意することが困難な入院患者は相当数増加していると想定され、本件相談者のように、寝衣の貸出しを望む声が聞かれることなどを踏まえると、医療機関としても貸出しを要望する入院患者に対し、治療に専念できる環境を提供する必要性が高まっている。

以上の状況を踏まえ、各病院においては、①業者委託又は業者の紹介等を含め、寝衣の貸出しを実施(継続)すること、②貸出しを実施する場合には、入院時の説明とともに、入院のしおり等にその旨記載するなど、適切な周知を行うことを検討することが重要である。

表1 世帯の状況

(単位：千世帯、%)

年次	全国の世帯総数 (A)	高齢者世帯数 (B)	世帯総数に占める高齢者世帯比率 (B)÷(A)	高齢者世帯の内訳			単独世帯
				単独世帯	夫婦のみ世帯	その他の世帯	
平成10年	44,496	5,614	12.6	2,724	2,712	178	10,627
平成27年	50,361	12,714	25.2	6,243	5,998	473	13,517

- (注) 1 本表は、「平成27年国民生活基礎調査の結果」(厚生労働省公表資料)を基に当局が作成した。
 2 「高齢者世帯」は、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 3 「単独世帯」は、世帯員が1人だけの世帯をいう。

表2 調査対象病院における寝衣の貸出し等の状況(設置主体別)

(単位：病院、%)

区分	病院数	貸出し等を実施		貸出し等を未実施
			うち平成25年以降に導入としているもの	
国立病院機構	13	11	4	(注3) 2
労働者健康安全機構	3	3	0	—
地域医療機能推進機構	5	5	1	—
国立大学法人	4	4	0	—
その他	3	3	2	—
計 (構成比)	28 (100.0)	26 (92.9)	7	2 (7.1)

- (注) 1 当局の調査結果を基に作成した(平成28年10月現在)。
 2 「貸出し等を実施」には、業務委託、出入りの代行業者の紹介を含む。また、入院患者の多くが重症心身障害等で、当該患者に対し、被服の提供や洗濯のサービスを実施している場合も含めている。
 3 うち1病院については、平成29年5月からの貸出し開始に向け準備中である。

◆行政苦情処理委員会

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置